

「令和7年7月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸 局内	運輸支局 内	当該(営) 違反点数
令和7年7月24日	林辰男	西之表営業所	輸送施設の使用停止 (30日車)、文書警告、 文書勧告	道路運送法第27条 第3項	令和6年10月18日、労働局からの通報を端緒に監査実施。10件の違反が認められた。(1)点呼の記載事項等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)乗務員等台帳の記載事項等義務違反(運輸規則第37条第1項)、(3)運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条第1項)、(4)運転者に対する指導監督の記載事項等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)特定運転者に対する特別な指導監督違反(運輸規則第38条第2項)、(6)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7)指導要領制定義務違反(運輸規則第40条第1項)、(8)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(9)運行管理規程の制定義務違反(運輸規則第48条の2第1項)、(10)指導主任者の転任(退任)届出義務違反(運輸規則第68条第1項第4号)	3	3	3	3
	鹿児島県熊毛郡南種子町中之上2749番地4	鹿児島県西之表市西町23							